

1 学校選択制は、だれが推進しているのか？ ――政府・財界主導で推進された学校選択制導入

(1) 文科省の推進姿勢、全国一律には進めることができない

1997 文部省「通学区域の弾力的運用について」（通知）

* いじめ、自殺問題への関心の高まりから通知が出される

1998 三重県紀宝町が全国で初めて学校選択制を導入

2000 教育改革国民会議

「通学区域の一層の弾力化を含め、学校選択の幅を広げる」

東京都品川区が学校選択制を導入

2001 文科省「21世紀教育新生プラン」

「小・中学校の通学区域制度の弾力的運用の促進」

2003 学校教育法施行規則の一部改正

教育委員会の判断で学校選択制の導入が可能に。

(2) 小泉一阿倍政権、財界が積極的に推進

2005 経済財政諮問会議→閣議決定

「学校選択制について、地域の実情に応じた導入を促進し、全国的な普及を図る」

2006 日本経団連「義務教育改革についての意見書」

「学校選択制の全国導入」

2007 規制改革会議答申、閣議決定「規制改革推進のための3カ年計画」

「学校選択の普及促進」を明記。

教育再生会議

学校選択の促進と教育バウチャーについて提言

(3) 各地で主導したのが首長と議会～東京、埼玉、広島の事例

2 弊害が表面化し、転換点にたつ学校選択制

(1) 最初から広がるペースが鈍かった学校選択制

・ 平等教育、教育の機会均等を基にした日本の教育システムが、その全面的な導入を押しとどめることとなった。アメリカ・イギリスとの決定的な違い。

<文科省 学校選択制実施状況調査＋規制改革推進会議調査>

年度	小学校	中学校
2004	8.8%	11.1%
2006	14.9%	15.6%
2007	14.2%	16.6%
2009	12.9%	14.2%

*特に、東京、埼玉県、広島県で突出した実施で、他府県ではあまり浸透していない。

<導入していないし、検討もしていない学校の割合>

年度	小学校	中学校
2006	66.1%	65.3%
2007	75.3%	73.3%
2009	76.5%	75.6%

* 2009年2月、規制改革推進会議

「学校選択制未導入の教育委員会における検討がはかばかしくなく進展していない実態が窺われる。」

(2)前橋市での廃止決定によって、雪崩を打って見直し・廃止が始まった

2009年度から東京都江東区が見直し。

2011年度から群馬県前橋市と長崎市で廃止。

2012年度から埼玉県三郷市では小学校選択制の廃止。

2013年度から長崎市で小学校選択制が廃止、多摩市でも見直し方針。

2016年度から東京都杉並区で廃止。

*東京都新宿区・江戸川区、栃木県柿沼市、神奈川県逗子市でも「見直し」の議論を始めている。

3 大阪での導入を巡る問題

【1】だれが決めようとしているのか？～学校選択制の導入は「事務」なのか？学校教育の根幹に関わる重要な問題ではないのか？

◆法的な責任は教育委員会

学校教育法施行令

第5条2 「市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校が二校以上ある場合においては、前項の通知において当該就学予定者の就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない。」

第8条 「市町村の教育委員会は、第5条第2項の場合において、相当と認めるときは、保護者の申立

により、その指定した小学校又は中学校を変更することができる。この場合においては、すみやかに、その保護者及び前条の通知をした小学校又は中学校の校長に対し、その旨を通知するとともに、新たに指定した小学校又は中学校の校長に対し、同条の通知をしなければならない。」

◆区長に権限があるとする根拠

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第23条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

4 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。

○大阪市教育委員会の事務の委任等に関する規則

第3条 委員会の権限に属する事務のうち、次に掲げる事務は、これを区長に委任する。

(3)小学校児童及び中学校生徒の就学に関すること

(4)別に定める方針に基づく小学校及び中学校の通学区域の設定並びに変更に関すること

◆教育委員からの反論

第2回熟議での教育委員の発言

「学校選択制、就学制度の問題というのは教育制度の根幹にかかわる問題だと思う。今まで就学事務を区長に委任してきたのは、そこに大きな裁量はないから。学校選択制については、十分ここで議論し、それを教育委員会議で図り、もし採用することになったら、区長と一緒に考えながら制度を設計するものとだと思う。区長が決めるというような報道もあるが、あれは法律的には誤りで、教育委員会で制度を決める。そのための議論をここでする、そして、教育委員会として責任をもってその制度を採用することになったら、どのような制度にするのかは教育委員会が主導となって考えていくので、市長が言ったらその通りになるということではない。」

【2】校区はどうなるのか？

以下の全国で実施されている形態は、全て校区を前提としている。



学校選択制の形態

- ① 自由選択制
当該市町村内の全ての学校のうち、希望する学校に就学を認めるもの。
- ② ブロック選択制
当該市町村(区)内をブロックに分け、そのブロック内の希望する学校に就学を認めるもの。
- ③ 隣接区域選択制
隣接する区域内の希望する学校に就学を認めるもの。
- ④ 特定地域選択制
特定の地域に居住する者について、学校選択を認めるもの。

◇橋下市長「校区撤廃も」、
小中学校選択制で
(2012年4月26日 読売新聞)

◇「校区撤廃」に異論相次ぐ
大阪市「学校選択制」
熟議 朝日新聞2012.6.8

【3】大阪市教育フォーラムで矛盾が噴出

(1) 学校選択制への賛否アンケート

(合計が100%にならないのは、「分からない」「質問だけ」の意見あり)

■住吉区	賛成	12.8%	反対	55.6%	
■鶴見区	賛成	小13.6%	反対	小71.6%	
		中25.0%	反対	中55.7%	
■淀川区	賛成	16.2%	反対	72.6%	
■天王寺区	賛成	21.2%	反対	74.2%	
■港区	賛成	小17.0%	反対	小72.0%	
		中34.0%	反対	中51.0%	
■東淀川区	賛成	15.1%	反対	73.8%	
■北区	賛成	16.4%	反対	73.4%	
■東成区	賛成	25.0%	反対	47.0%	
■西成区	賛成	21.1%	反対	63.2%	
■阿倍野区	賛成	小16.2%	反対	小74.9%	
		中27.2%	反対	中59.6%	
■住之江区	賛成	小19.0%	反対	小75.0%	
		中32.0%	反対	中59.0%	
■都島区	賛成	24.0%	反対	46.0%	
	小賛成・中反対	0%	小反対・中賛成	18.0%	
■城東区					
<小学校等(保護者)回答分>			小学校中学校とも反対	35.6%	
小学校中学校とも賛成	32.2%		わからない・無回答	9.6%	
小学校賛成、中学校反対	1.6%		その他	1.3%	
小学校反対、中学校賛成	24.0%				
小学校中学校とも反対	25.6%		<フォーラム 回答分>		
わからない・無回答	15.4%		小学校中学校とも賛成	15.4%	
その他	1.2%		小学校賛成、中学校反対	1.9%	
			小学校反対、中学校賛成	17.3%	
<郵送等 回答分>			小学校中学校とも反対	59.7%	
小学校中学校とも賛成	31.7%		わからない・無回答	3.8%	
小学校賛成、中学校反対	1.7%		その他	1.9%	
小学校反対、中学校賛成	20.1%				

(2) 大阪で実施した場合の教育への破壊的影響～住吉区の教育フォーラム参加者の声から

① 学校間格差の拡大、事実上「越境入学」復活への危惧

・地域との関係が希薄になっている現在、より一層薄れていくことにならないか心配であり、又、教員が現在でも多忙であるのに学校間の競争が激しくなれば、学力向上に力がそそがれ、問題行動があっても見逃されることにもなりかねない。PTA 活動においても予算減少やプール使用禁止、飲食禁止、などなど活用が制限されてきており、PTA 役員の負担の割には苦情

や批判が多くなっていて、役員のなり手不足となっており、特色といっても出しにくく、学校格差が広がるばかりとなりそうだ。

・学校選択制の導入に反対。かつて「エリート校」に越境入学がまかり通っていた時代があった。あるいは被差別部落を校区に含むことで忌避され、住所を偽ってまで、他の学校に通うという状況があり、いまなお、その実態は存在している。住吉区も入学適正化運動を進めてきたはずだ。それらの運動を否定するかのとき動きの前には、まずその総括が必要である。それなしに学校選択制の導入は、差別を助長することにつながり、部落への忌避を行政が合法化することに等しいと思う。特に、学力テストの結果を学校別に公表したりすれば、学校ごとの序列化が進み、格差が生まれ、差別を助長することに拍車がかかることが予想される。学校選択制を実施しているところでも、選択廃止となっているところが多くある。そもそも何のための選択制であるのか明らかになっていないことが大きな問題点である。その他にも地域のつながりが薄れていく、学校と地域との連携が弱まる、子どもの登下校時の安全性という問題がある。

②学校への差別と偏見の拡大

・私自身も「学校選択制」には強く反対する。子どもの教育、子育ては、地域・家庭・学校の三者による連携と信頼関係と絆によって実現する。また、住吉区内には、旧同和教育推進校がある。今なお、同和地区に対する差別意識は根強く存在している。差別意識に基づく「選択」は許すことはできない。

・「しないさせない越境入学」と市政だよりで広報している現在の方針を完全に逆転させての学校選択制の導入は、越境入学・通学が人間尊重の観点から問題があるとの認識をそのままに『学校選択制はメリットが大きいからちょっとばかりの人権問題には目をつぶろう』と云う姿勢がうかがえ、まさに暗い理性のなせるわざとして容認することはできない。とくに、同和問題に関係する差別偏見と云う人権問題が、学校選択制によって助長されるおそれを住吉区はとくに配慮する必要があるはずである。

・以前に越境入学という問題があり、地域の力を借りながら、克服してきた歴史がある。いまだに部落差別が存在している中での学校選択制導入は、差別を拡大することにつながり、反対だ。また、学校・地域・家庭の連携の中で、子どもは育つ。しかしこの制度は地域との関係が切れてしまい「子どもの育ち」が正しくなされないと思う。また、学校間格差がひろがり、教育の中に荒廃を生む危険がある。

③教育の方向性がテスト主義、競争主義へとゆがんでしまう

・同じ地域の中で、公立学校でやっていることが違うのは、安心して子ども達を通わせられない。競争や特色の競い合い、人気とりみたいなものになるのは、現場の先生たちも本音で保護者と話せず、人気をそこなわないようにと、教育の本来の目的と違うことが求められるようになると思う。

・選ばなくとも、どこでも子どもを中心にした学校づくりをしてほしい。学力テストの点開示とセットなんてナンセンス。杉並が10年かけてやめたことを今から始めるなんておかしい。橋下市長になって、「できない子はいらん」と言われる気がして生きづらい。

④「障がい」のある子どもたちはどうなるのか？

・特別支援を要する子どもさんについては柔軟に対応すべきと思う。地域に根ざして生活することが大事で、今のままでいいと思う。もっと中身を充実させていく方法は色々ある。子どもたちが地域で幼なじみと共に勉強にはげむというのがいいと思う。子どもたち（ひいて

は大人たちも)をバラバラにする選択制は反対だ。全国でも14%しかやってなくやめるところもあるような試みはしないでほしい。もっと広く意見を聞いて下さい。市民や区民の語り合う場をつくるべきだ。

・障がい児が地域の学校に通い、地域の子ともどうしが共生できる教育環境を大切にしたいと思う。

・特別支援をうけている子は、たらいまわしにならないか、また、ひとつの学校に障害児ばかりが集まってしまうのではないか。できる子、できない子、障害がある子と分けられてしまうように感じ、差別が生まれるように思う。私はあまりメリットはないように思う。

⑤「選ばれない学校」へ通う子どもたちは？

・選択制を導入すれば、学校と地域との関係が薄くなるだけでなく、保護者同士・子ども同士の関係も薄くなると思われる。定員割れをした小・中学校に通うことになった子どもたちがどういう気持ちになるか、簡単に想像がつくと思われる。自分の通っている学校は人気ないのかなあ、悪いとこなんかなあ。と考え学校に対する尊敬とかほこりとか、勉強や部活動に対するやる気なども失われてしまうのではないのでしょうか。

⑥子ども同士の人間関係も希薄化するのでは

・小学校における児童同士の結びつきには、地域性が大きく関係していると思う。学校でのつながりの他にも、地域の公園や遊び場での交流も、児童の人間関係に大きく意味があるものだ。学校選択制を選んだ場合、通学区域が広がり、それとともに、児童同士の人間関係にも何らかの影響が生まれることを危惧している。

⑦地域とのつながりの破壊

・公立の学校の意義は、何なのか？地域との連携が大きな意義だと思ってきた。見守り隊の方も、顔と家が分かり、地域で子どもも育っていると感じている。登校班での登校も上下のつながりになっている。公立と私立の差は、地域とのつながりだと思う。

・学校選択制にはまだまだ疑問があり反対。学校と地域との関係が希薄になる上、保護者の「地域に対する責任」、子供の「地域に対する愛着」も薄れ、人と人とのつながりが薄くなると思う。大阪は東京に比べ、何代も同じ地域に住む地元民も多いので根付かないと思う。

・学校選択制になれば、集団下校などがなくなってしまうのでしょうか。町会・子ども会などの地域との関連性も薄くならないのかなど、考えるべきことが多いのに、市長が言ったことをすぐに受け入れて、導入するというのはどうなのだろうか。もっと時間をかけて議論すべきことではないか？例えば、選挙とかでみんなに賛成か反対か決める。

⑧子どもの安全面が心配

・義務教育では、すべての子どもに生きていく上での学力をきちんとつけるために公教育があるのだと思うので、選択制には反対。今でさえ地域の子ども会がなくなっている所が多く、地域ぐるみで子ども達を守る力が弱くなっている。見守り隊なども近所の子どもさんだからこそ話を聞いていると思う。子どもの安全面から選択制は問題だと思う。

⑨学校選択制で学校の特色化は進まない

・絶対反対です。今までの市長の発言を聞いていると学校選択の前提に学力テストの公表、不人気校の統廃合がある。例にあげられた足立区では過去2回も学力テストをめぐる不正がおきている。子どもたちの間にこれ以上の競争を強いる、学力テストの公表は絶対にやめて

ほしい。特色ある学校づくりの努力は、その地域でやるべきで、学校選択制で解決できる問題はない。

【3】「メリット」は、本当にあるのか？

(1)「しない させない 越境入学」と対立するのではないか？

(2)学校の特色化は進むのか？

・特色化は、地域とのつながりの中で形作られる。地域との関係を薄めながら進める特色化とは何か？

(3)保護者の選ぶ権利は、尊重されるのか？

◇橋下市長(大阪市5月議会発言)

自分で行くとした学校に行ってもらい、選択する以上は責任を取ってもらう」

◇2000年から学校選択制を実施している東京都品川区の事例

- 子ども本人と保護者が「選択」したのだから、学校の教育方針に文句を言わせない傾向の醸成。
- 中学入学説明会で教員が「この学校が厳しすぎと思ったら、別の学校に行ってください。」と説明。
- 入学後、不登校になった場合は、「選択」した保護者・生徒側の問題となり、保護者が悩んでしまうケース。

(4)全ての子どもたちの学ぶ権利は保障されるのか？

「学校選択制」は、学校が子どもを選別するもの

教員は、学校を「選ばれる学校」にしなければならない。その為には、「いい児童・生徒」にはいつて来てもらわなければならない。学校選択制では、学校の価値を高めることが必要となる。それは結局テストの点がいい、クラブでいい成績を上げるとかいうことになる。かならず、学力テスト、体力テストが行われて競わされるようになる。

「いい生徒・児童」というのは、学校の価値を高める子ども。価値を低める子どもはいらない。また、価値を高める教員が欲しい。

結局、学校選択制は「保護者、子どもが学校を選ぶ」自由があるのではなく、「学校・教師が子どもを選別する」ということ。

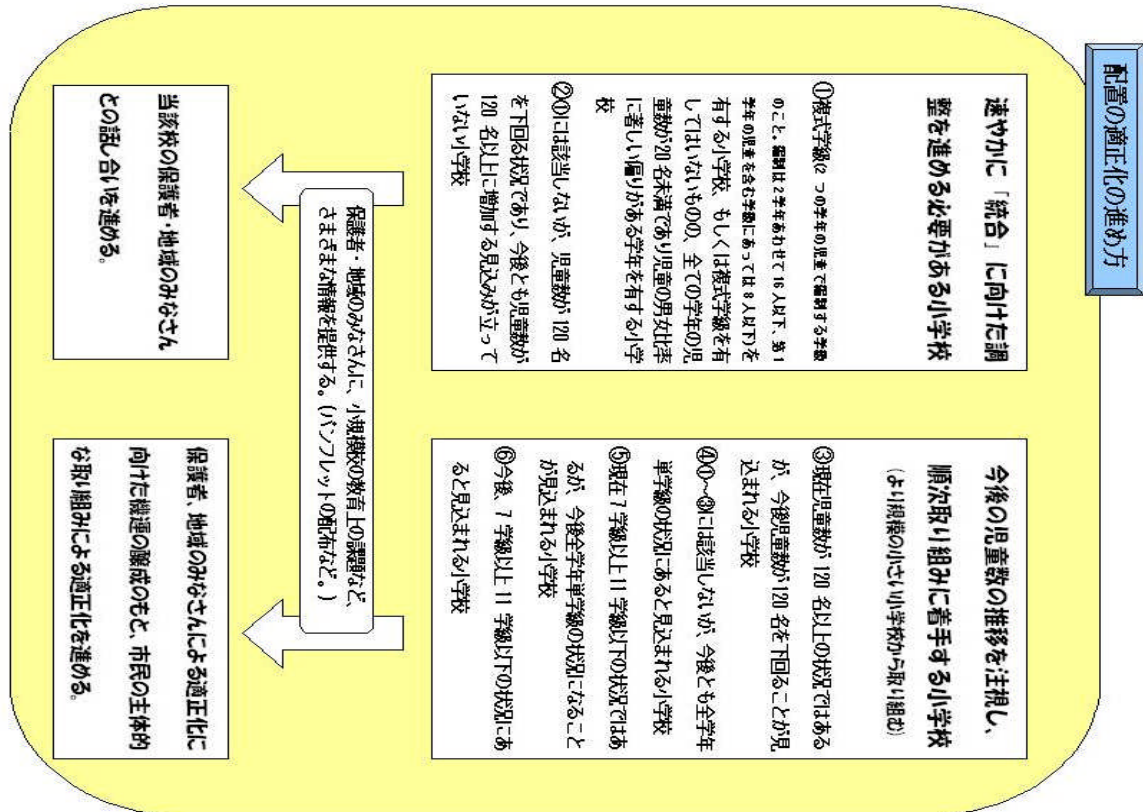
7. 8 学校選択制を考える 元杉並区教員の講演より

(5) 学校統廃合の手段になるのではないか？

◇橋下市長

学校選択制で選別にさらし、統廃合を促す

◇大阪市学校適正配置審議会の答申(2010年2月)



◇統廃合の始まり

市立6小 2年以内に統廃合 市教委協議中に期限明示 地元の反発必至

読売新聞 2012年4月6日

大阪市の改革プロジェクトチーム（PT）が5日公表した「施策・事業の見直し」試案に、児童の少ない市立小6校を2014年度までに統廃合する方針が盛り込まれた。6校は市教委が統合を目指す対象としている学校だが、地方教育行政法で市教委の専権事項とされる学校配置に踏み込み、期限を明示した。市教委や学校現場では「2年で廃校とする結論ありきでは保護者からの反発はさげられない」と困惑の声が広がっている。（冬木晶）

対象の小学校は西成区3校、浪速区2校、生野区1校。いずれも全校児童120人未満で、全学年1クラスずつの小規模校だ。

市教委は、10年2月に出された市学校適正配置審議会の答申で「速やかに統合に向けた調整を進める必要がある小学校」とされたこの6校の保護者や地域団体との話し合いを進めてきた。しかし、多くの学校で「地域の拠点なので残してほしい」「母校がなくなるのは寂

しい」など、慎重な意見が出ているという。

P Tが示した試案では、「14年度までに統廃合した6校分の経費を削減」と明記。P Tは「市長に求められた14年度までの削減効果を出すため」とした。

これに対し、市教委担当者は「学校活動を支えてくれる地元の合意がなければ統廃合の話は進められない。丁寧に協議を続けている最中なのに、一方的に期限まで決められてしまっ
てはうまくいくものも頓挫してしまう」と危惧する。

対象校の校長も「無駄な経費は削りたいという改革の方針は理解できるが、子どもを預か
っている立場で2年後の廃校ありきの議論はつらい」と打ち明けた。

P Tと市教委は16日、試案についての公開協議を橋下市長も交えて行う。市教委は「市
長やP Tに現状を報告したい」として試案の修正を求める考えだ。

【4】橋下「教育改革」の根幹にある学校選択制

(1)全国学力テストの学校別正答率公表との連動の危険

橋下市長、全国学力テストの学校別結果公表へ…先生ら「学校がランク付けされる！」と強く反発

2012/03/01(木) 産経新聞

大阪市の橋下徹市長は1日の市議会代表質問で、市立小中学校での全国学力テストの学校
別結果を2014年度をめどに公表する方針を明らかにした。

文部科学省によると、自治体が自主的に学校別の結果を公表するのは初めて。学校別公表
には教育現場で「学校がランク付けされる」と反発が強く、波紋を広げそうだ。

市教委は同年度に小中学校の校区を越えて学校を選べる学校選択制の導入を目指しており、
橋下市長は「保護者に（学校を選ぶために）学校ごとの必要な情報を提供するの
は当然」と答弁。「（学校別で成績を）公表すれば地域間格差が生じるというのは行政者側の
言い分だ。制度設計はこれからだが、基本的に開示する」と述べた。

文科省学力調査室によると、全国学力テストの学校別公表は、鳥取県と横浜市が、情報公
開請求に対し09年度の結果を開示した。自治体が自主的に公表したケースはないという。

(2)大阪市立学校活性化条例と結合する危険

◇市長→教育委員会→校長→教職員という上意下達の内容への介入システム

教育委員会：「教育振興基本計画を踏まえ、毎年、学校の運営の指針」を定める。

校長：「教育振興基本計画及び学校の運営の指針を踏まえ、学校の運営に関する計画を定める」

◇学校評価とその公表による学校の序列化・格差化の推進

第7条 運営に関する計画に定めた目標の達成状況の学校評価

教員の授業に関する評価の結果を踏まえ、評価を行う

学校関係者評価は学校協議会に行わせる

校長は、学校評価の結果を公表

◇学校協議会

第9条 学校協議会の設置

- ・「学校協議会の所掌事務」
 - (1) 運営に関する計画の作成に当たり、校長に意見を述べること
 - (2) 学校関係者評価を実施すること
 - (3) 児童等に対する指導が不適切である教員に対して、校長に意見を述べる
 - (4) 校長の求めに応じ、当該学校の運営に関し意見を述べる
 - (5) その他教育委員会規則で定める事項について、校長に意見を述べること
- ・「指導が不適切な教員」への校長の措置についての異議申し立て権

◇校長権限の強化

- ・第 10条 校長の採用は、原則として公募(任期付き)
- ・第 13条 校長による教職員の任免に関する意見の尊重

◇教職員評価と「指導が不適切な教員」排除

第14条 指導改善を要する教員に対する支援及び措置

◇学校選択制について

(就学校指定に関する手続)

第16条 教育委員会は、規則第32条第1項に規定する保護者の意見を聴取する手続及び規則第33条に規定する指定した小学校又は中学校を変更することができる場合の要件及び手続に関し必要な事項を教育委員会規則で定め、公表するものとする。

(3)「スーパー」小中一貫校の開設(9校の予定)の連動の危険

大阪市:小中一貫校、特別区ごと1校設置へ 私学並み教育

毎日新聞 2012年05月11日 11時39分

大阪市の橋下徹市長は11日、市戦略会議を開き、小中一貫校の整備方針について、大阪都に移行予定の15年以降、8か9の特別自治区につき各1校の設置を目指すことを決めた。来年度示される区割り案に基づき、具体的な統廃合プランを作成する。

橋下市長は、小中一貫校を私学並みの教育指導を行う「スーパー校」にする意向で、学年を横断した習熟度別授業の実施▽小学1年生からの英語教育▽9年間を通した早朝、放課後の反復学習▽土曜授業の実施--など特色ある教育活動を展開する。現行校区の児童・生徒を優先するほか、当面は全市から生徒を募り、定員を越す場合は抽選にする。

橋下市長は市教委に「年齢ではなく、習熟度に応じた体制を整えてほしい。地域の核になる施設としてまちづくりにも位置づけて」と求めた。

同市では今春、矢田小・矢田南中(東住吉区)が市内初の小中一貫校として開校。14年度には啓発小・中島中(東淀川区)が、15年度には萩之茶屋、弘治、今宮の3小と今宮中(西成区)がそれぞれ一貫校として開校予定。【林由紀子】